

## 新規採用研修前期

所属 公共経営研究機構 名前 小川眞澄

皆さんは、晴れて地方公務員になりました。心よりお祝い申し上げます。

日本の行政は、国民の福祉の増進という目的に向けて、国と地方公共団体が協力しながら推し進められています。この目的・体制において、住民に身近な行政は、地方公共団体が担っています。つまり皆さんが所属する地方公共団体には、住民のニーズに的確に対応した行政運営を行うことが求められているのです。

これから皆さんは、その行政運営を担う人材（人財）として多種多様な仕事を進めていくこととなります。住民の方々も皆さんの活躍に大きな期待をしています。皆さんは、その期待に応える責任を負うこととなります。したがって、皆さんは、その責任を立派に果たしていけるだけの知識や能力を身に付ける必要があります。

そこで、今回の研修においては、地方公務員として仕事を始めるに当たり、知っておくべきことを学んでいきます。

具体的には、次の研修項目について述べていきます。

### 1. 自治体職員としての心構え

公務員としての基本的な心構えや執務（仕事）上の留意点について確認をしていきます。

さらに、仕事はチームプレーで行われるため、職場での人間関係の心構えについても言及します。

### 2. 公務員倫理

地方公務員となった皆さんは、住民全体の奉仕者として職務を行います。つまり常に公務員としての自覚を持ち、公共の利益のために全力をあげて仕事に取り組まなければなりません。その心構えや行動原理が公務員倫理です。

とはいえ、あまり難しく考えすぎず、一緒に学んでいきましょう。

### 3. 地方自治制度

各地方公共団体は、自然的要因（地形、気候など）や社会的要因（人口、産業構造など）に応じて、住民の福祉（住民の幸せ）の増進を目指して仕事をしています。このように、地域の実情に合わせて住民と一緒にまちづくりをしていくことが地方自治です。

地方自治についての法律として「地方自治法」があります。研修では、地方

自治法の基本的事項についても学んでいきます。

#### 4. 地方公務員制度

地方公務員制度は、皆さんの社会的身分に直接に関わる制度です。大変重要なものなので、しっかり理解しましょう。

この制度に関する法律として「地方公務員法」があります。地方公務員法の基本的事項についても学習します。

いずれの内容も皆さんが地方公務員として仕事をするための重要な基本事項です。皆さんはまだ入庁して間もなく、慣れない研修で緊張するかもしれませんが。しかし、肩の力を抜いてリラックスし、研修に参加してください。

皆さんにお会いできる日を楽しみにしております。



(一財) 公共経営研究機構参与、小川法律事務所所長  
行政書士、宅地建物取引士、気象予報士、フィナンシャルプランナー等の資格を有す  
1961 年 生まれ  
1984 年 東北学院大学法学部法律学科卒業  
同年 茨城県神栖町役場 (2005 年から市政施行) 入職  
教育委員会、都市建設部、総務部職員課、企画部政策企画課等を歴任  
2011 年 神栖市役所退職  
同年から現在まで、法律、公文書、政策法務、問題解決、業務改善、人事評  
課、公務員倫理、マイプラ等の研修講師としての数多くの自治体で活躍中